

様式第九号(第十一条関係)

(表 面)

※※第 号							
※経 由 市町村名		※市 町 村 受付年月日		令和 . .			
※市 町 村 提 出		令和 年 月 日 号		市 町 村 再 提 出		令和 . . 第 号	
特 別 児 童 扶 養 手 当 資 格 喪 失 届							
(ふりがな) 受 給 者 氏 名				受給者 記 号・番 号		宮特第 号	
受 給 者 の 住 所				個 人 番 号			
受給資格がなくなった理由		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ					
理 由 が 発 生 した日		令和 年 月 日					
上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 宮崎県知事 殿							
※※ 通知 令和 . . 第 号							

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。

(日本工業規格 A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んで下さい。
 - イ 受給者が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ロ 受給者が支給対象障害児の父又は母である場合であつて、支給対象障害児がその父又は母に監護されなくなった。
 - ハ 父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、支給対象障害児が受給者である父又は母に主として生計を維持されることがなくなった、又は主として介護されなくなった。
 - ニ 受給者が養育者(父母以外の者)である場合であつて、支給対象障害児がその養育者に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。
 - ホ 支給対象障害児が死亡した。
 - ヘ 支給対象障害児が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ト 支給対象障害児が20歳に達した。
 - チ 支給対象障害児が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める程度の障害の状態に該当しなくなった。
 - リ 支給対象障害児が障害による年金を受け取ることができるようになった。
- 2 受給者が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。